



## 令和 4 年度第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議 資料 4

### 自衛隊横須賀病院の病床の取扱い

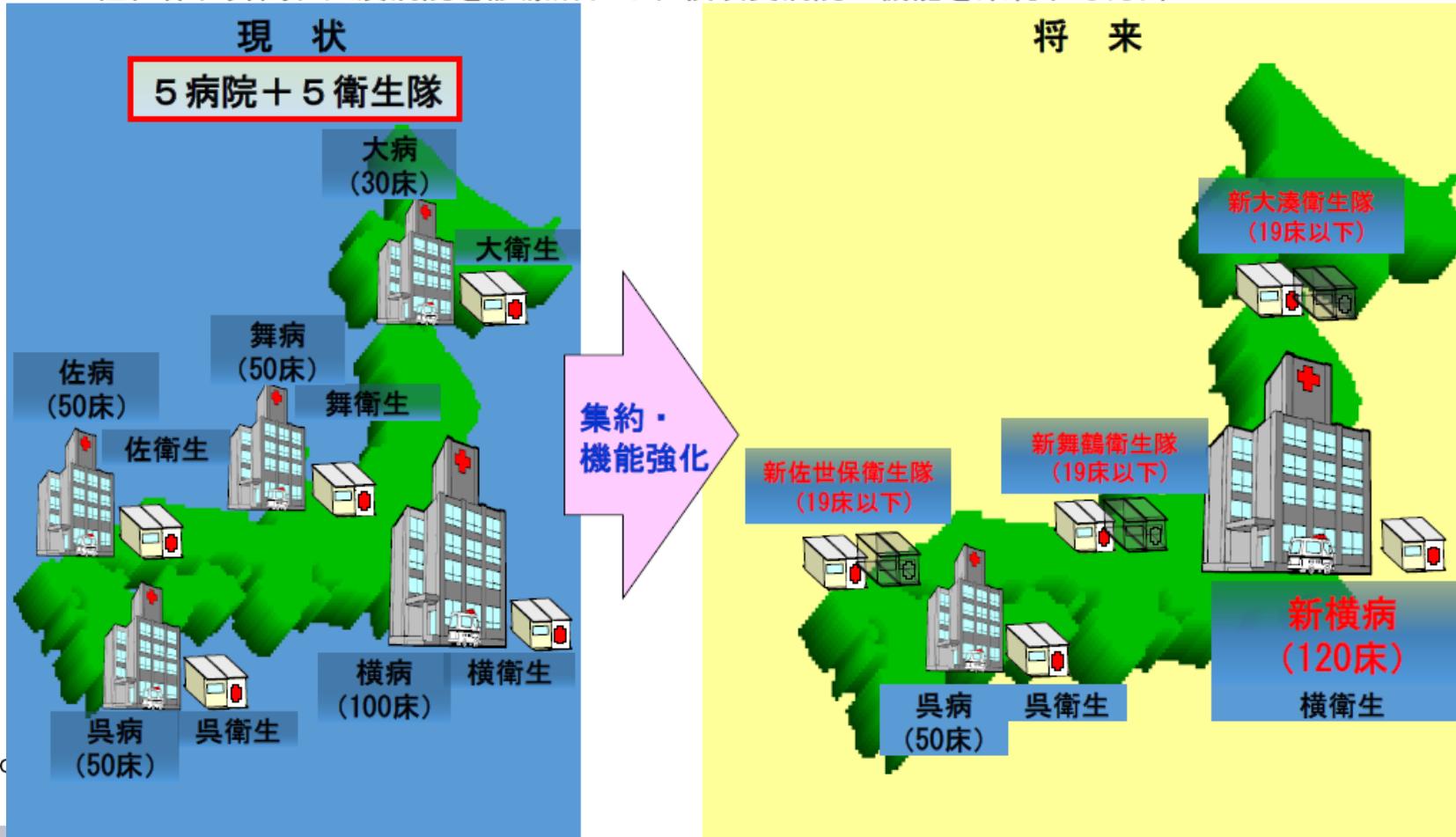
# 1 自衛隊病院の再編について



## 地方の縮小と横病の拡充

### 2 海上自衛隊の病院・衛生隊

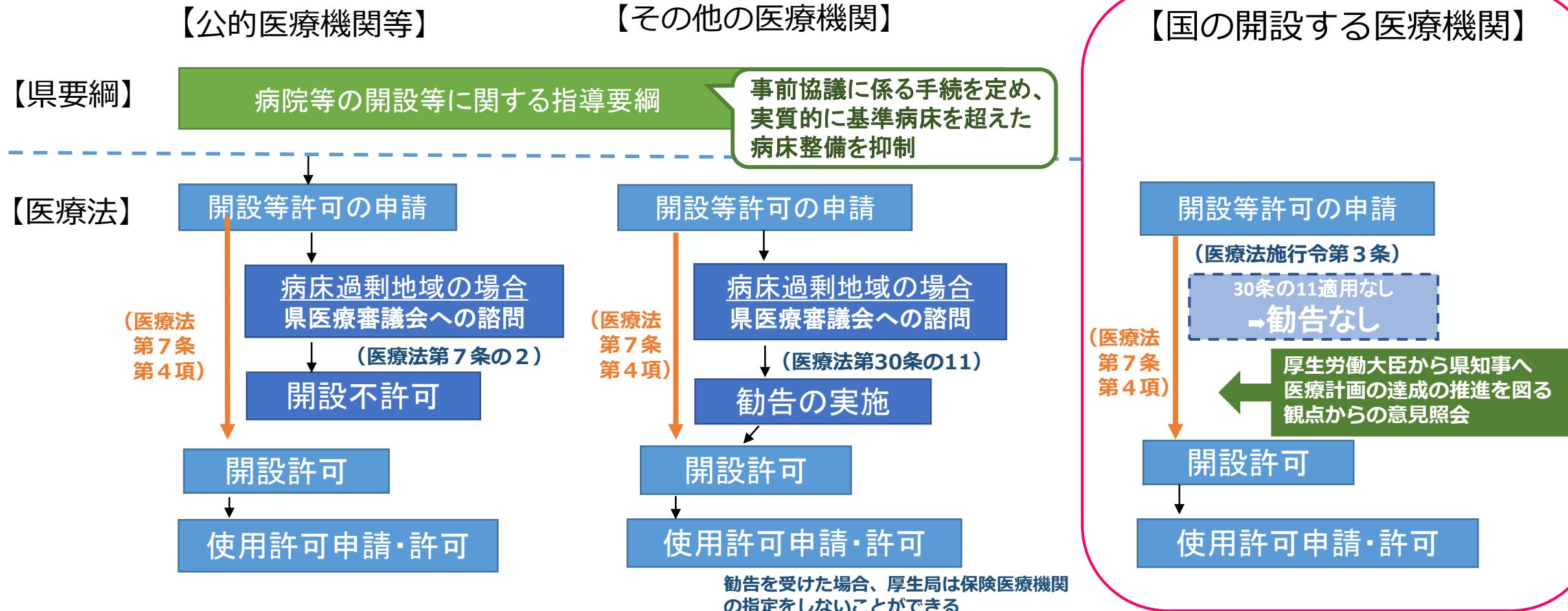
佐世保、舞鶴、大湊病院を診療所化し、横須賀病院に機能を集約する方針



## 2 対象医療機関

医療機関名	自衛隊横須賀病院
開設者	防衛大臣
開設場所	横須賀市田浦港町1766-1 令和9年、田浦港町446-42他4筆に移転予定
病床数	<p><b>現状：一般病床 100床</b></p> <p><b>(隊員等の診療に支障を及ぼさない限度において一般住民に対する診療も実施)</b></p> <p>(※) 自衛隊病院は、隊員等の診療に支障を及ぼさない限度において隊員以外の者の診療を行うことができる。（自衛隊法施行令第46条第3項）</p> <p><b>移転時に20床を増床したい意向（→120床）</b></p>

### 3 病床整備に関する規定と手続き



- 20床の増床については、国の開設する医療機関の流れに沿って対応することとしたい
- 今後同様の案件があった場合は、適宜情報提供する

説明は以上です。